

第12回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月10日（月） 午前9時30分から午前10時45分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員（9名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（0名）
5. 議事日程
審議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第4号	令和5年度最適化活動の点検・評価について

報告事項

報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による通知について
報告第4号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第5号	非農地証明について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第12回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、8番委員と9番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは早速、議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 このことについては、5件の申請がございます。
それでは説明を事務局からお願いします。

事務局 はい。

 1番は、4月総会で新規就農の貸借を許可した〇〇さんが規模拡大希望のため、6番委員と担当推進委員の斡旋により貸借がまとまったものでございます。

 2番と3番は、兼業で農業を始めたい〇〇さんの申請でございます。新規就農者となるため、営農計画書を作成いただいております。

 4番は、認定農業者となられた〇〇さんの規模拡大での貸借申請でございます。

 5番は、自作地で所有者の〇〇さんが作れなくなったことから隣を耕作する〇〇さんとの貸借がまとまったものでございます。

 いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。

 次に地区担当委員の意見に入ります。

 1番は6番委員ですのでお願いします。

6 番委員 はい。この春に2百メートル程東の畑を借りて非常に熱心に野菜を作っておられます。耕作放棄地を解消しきれいな畑にされておりますので問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて2番から5番までは私ですので意見を述べます。

まず、2番の〇〇さんの土地ですが、トラクターが幅が少し足りず通れません。このため農業者の耕作希望者が見つからずにいましたが、今回の〇〇さんが農業を始めたいということでの申請でございます。

しかし、2番農地を通るために裏側にある水路奥となる3番案件農地から橋を渡し利用したいとのことで3番の畑も併せてということでございます。

希望作物はキウイと野菜とのことでしたので、申請地はもともとは田であったため心配であることを伝えましたが、まずはやってみたいとの意気込みでしたので不安はあるものの頑張っていたきたいと思います。

次の4番案件ですが、〇〇さんは昨年、認定農業者になられ意欲満々です。頑張っているようですので問題ありません。

5番案件は、進入路が屋敷横からやっと入れる場所でしたが、機械の故障により買い換えを断念されたことから私に相談がございました。無道路地であることから隣接耕作者の〇〇さんをお願いし受けていただいたところでした。以上です。

議長 担当地区委員の意見を終わり審議に入ります。

まず、1番案件についてみなさんからご意見なりご質問はございませんか。

(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので審議を終わり採決に入りたいと思います。

1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成で1番案件は許可に決定します。

議長 続きまして2番と3番案件は一緒の審議としてよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。

2番3番案件について何かございますでしょうか。

事務局 はい。

議長 事務局どうぞ。

事務局 補足の説明でございます。新規就農者でございましたので農地利用についての誓約書と土地利用図の提出をお願いし、ご提出がされていることをご報告いたします。

議長 報告でした。みなさんから何かご質問はございますか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
2番3番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。全員賛成で2番案件は許可に決定します。

議長 4番案件の審議に入ります。
皆さんから何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
4番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。全員賛成で4番案件は許可に決定します。

議長 5番案件の審議に入ります。
何かございますでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。
5番案件を許可することに賛成される方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございます。全員賛成で5番案件は許可に決定します。
以上で議案第1号を終わります。
続きます

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号 については、11件の申請がっております。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、期間満了による更新でございます。
2番は、昨年、〇〇さんの一部を引継ぎ兼業で農業を始められた新規就農者の
〇〇さんが規模拡大での申請でございます。契約内容変更のため解約後、改めて
貸借申請となったものでございます。
3番は、既に〇〇さんの冬場の期間借地がございましたが、通年耕作への変更
申請でございます。
4番は、〇〇市で〇〇栽培農家の〇〇さんが農地探しをされておりましたが、
この度適地が見つかったことからの貸借申請でございます。
5番から7番までは、期間満了による更新申請でございます。
8番から11番までは、売買事業での推進機構の取得申請でございます。
以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局説明が終わりました。審議に入ります。
何かご質問なり、ご意見はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 何かございませんか。

各委員 はい。

議長 では審議を終わり採決に入ります。
この議案第2号は、一括採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは一括採決とさせていただきます。
議案第2号を許可することに賛成の方は挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成で議案第2号は許可すること決定します。
次に

議案第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 このことについては、2件の報告がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
この度、2法人から報告書の提出があり、報告書を基に4要件を総会資料に抜粋しまとめているところでございます。いずれの項目も総会資料に記載のとおり全て適となっているところでございます。
要件を満たしているか否かのご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明がございました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)
ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
適格法人の要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。
次に

議案第4号 令和5年度最適化活動の点検・評価について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。このことにつきましては、令和4年度に活動計画内容が大きく見直され、

今回が2回目の点検評価でございます。それでは、資料5の具体的な説明に入りますが、実績を中心としたご説明とさせていただきます。

まず、農地の集積についてですが、5年度の結果として2.9%アップの42.9%となりました。

続いて、遊休農地の状況ですが、非農地判定を行ってはいるものの離農等による耕作人を採すものの借受人がいないことから中山間地を中心に新たな遊休農地が発生しており、結果として、前年度より1ヘクタールの増加となりました。

また、解消については、耕作困難地であるため借受人が見つから無い状況でございます。なお、昨年発生の新規発生遊休農地では、23アールの解消がございました。

新規参入状況については、4経営体の参入となりましたが、全て兼業者ということもあり農地面積は80アールで平均20アールとなりました。

5年度の当委員会活動での評語ですが、昨年度と同様に期待どおりとの結果になりました。併せて、推進委員の評語もご覧のような結果になりました。

続きまして、最適化活動の各委員評価につきましては、昨年度、評価表をご承認いただきましたので、これをもとに各委員の欄に総会で出された意見を案としてまとめているところでございます。

なお、本案決定の後、資料5については市のホームページで公表となることをご報告いたします。

ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたように当委員会の活動結果は、「期待どおり」とのことです。このことで皆さんからご意見ご質問はございませんか。

(発言者なし)

ございませんか。

各委員 はい。

議長 それでは、採決に入ります。
案どおりに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で案どおりに決定します。

次の報告に入ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。申請地は資材置場での転用届が提出されておりましたが、資材置場と分譲住宅3区画への変更が生じたことから計画変更による届出でございます。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。次に、

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。こちらは農業用倉庫建設での届出でございます。市街化調整区域であっても2アール未満は県許可不要でございますので、県に規模等を相談をしたうえでの届出でございます。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。次に、

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は敷地拡張、2番は資材置場目的での転用でございます。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第3号を終わります。次に、

報告第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て議案第2号に関するもので耕作者不在となるものはございません。

議長 説明が終わりました。このことについて皆さんから何かございますでしょうか。
(発言者なし)

議長 無いようですので報告第4号を終わります。次に、

報告第5号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。
いずれも土地処分等における登記地目整理のための申請で、1番は転用地の隣が住宅敷地のため地目整理での申請でございます。
2番は、資材置場の隣の極小地の地目整理でございます。
3番は、〇〇神社の南の住宅地の地目整理のためでございます。以上です。

議長 説明が終わりました。何か質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、報告第5号を終わります。

議長 以上で全ての報告事項を終わります。
これをもちまして第12回総会を終了いたします。

閉会

以上